税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税		（6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） （ただし、国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１） ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の２（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の１）
			(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の４
			３　利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和８年度課税標準見込額18,635億円）	３　利子割 一定税率 100分の５
			４　配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和８年度課税標準見込額73,309億円）	４　配当割 一定税率 100分の５
			５　株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和８年度課税標準見込額100,533億円）	５　株式等譲渡所得割 一定税率 100分の５
			法　人 １　均等割 （令和８年度納税義務者見込数3,607千人）	法　人 １　均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が１千万円以下である法人等 年額20,000円 (2) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下である法人 年額50,000円 (3) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円

税目			課税標準額等	税率
				※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。
			２　法人税割 法人税額	２　法人税割 標準税率 100分の１ 制限税率 100分の２
道府県税	普通税	事業税	法　人 １　２、３、４に掲げる事業以外の事業 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。３及び４において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。３及び４において同様。）及び所得 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（３及び４において同様。）。	法　人 標準税率 １　２、３、４に掲げる法人以外の法人 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 100分の１
			(2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 所得 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※　資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100％子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものを除く。	(2) 資本金の額又は出資金の額１億円以下の普通法人(※)、公益法人等及び特別法人 ※　当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ※　資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100％子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものを除く。 ①　特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 （大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7） ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 （大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7） ②　その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の７ ３以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の７
			２　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業 収入金額	２　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の１